

地方分権改革に係る文部科学省の回答

基本的な考え方

第3次勧告で指摘されている事項は、学校教育制度の根幹にかかわるものであることから、文部科学省としては、学校教育の環境の整備に関する基本方針や国と地方公共団体の責務等を定める「学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案」（教育環境整備法案）（※）の国会提出に向けた今後の検討の中で、第3次勧告の趣旨も十分に参酌した上で、教育一括交付金（仮称）の実現に向けた検討状況も見極めつつ、学校教育における地方分権の推進に取り組んでいくこととしている。

※ 第171回国会において民主党から法案提出、参議院可決・衆議院で審査未了

このような基本的な考え方の下、見直し対象とされている個々の条項については、下記の通り対応することとする。

地方要望関連事項

[施設・公物設置管理の基準]

- 認定こども園の設備・運営基準（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律） [可否：△（既に参酌基準になっている「施設の設備及び運営に関する基準に係る部分は○）]

・現在、厚生労働省において、保育制度改革を含む次世代育成支援改革の検討が進められており、文部科学省と厚生労働省が連携して、財政当局とも調整しつつ、この改革の検討とあわせて、認定こども園制度改革について検討。

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の設置基準（学校教育法） [可否：×]

・全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図り、学校の一定の教育水準や安全を保障するため、国として、国公立共通の最低基準としての学校設置基準を定めることが必要。現在の設置基準は、弾力的・大綱的な規定である。

・幼稚園設置基準に対する要望以外、学校の設置基準の廃止又は条例委任を希望するといった地方公共団体等からの要望は出されていないと認識。

・この学校教育法第3条は、何が「学校」であるかを定める最低の基準に関する規定として学校教育法の根幹にかかわるものであり、義務教育を含めた学校教育制度全体の在り方の問題である。

○ 都道府県教委による学級編制の基準、都道府県ごとの教職員定数の標準（義務標準法） [可否：△]

- ・学級編制・教職員定数の在り方については、学校教育制度の根幹に関わるものであることから、教育環境整備法案や教育一括交付金（仮称）等の検討の中で教育条件整備全体の観点から検討を行う必要がある。
- ・学級編制に関する都道府県から市町村への権限の移譲については、第一次勧告を踏まえ、地方教育関係者と人事権や給与負担等の移譲とあわせて議論し、現在、関係者間の意見調整を行っているところである。現時点において、関係者間の意見の隔たりが大きいことから、引き続き意見調整を進めてまいりたい。なお、意見調整を円滑に進めるためには、教育一括交付金（仮称）の早期の導入が望まれる。
- ・教職員定数については、本法に定める数を標準として、各都道府県が定めることとされている。さらに、この定数については、従来から「地教行法」において「都道府県の条例で定める」こととされており、ご指摘の内容については現行制度上すでに措置されているものとする。

○ へき地学校等の指定に係る基準等（へき地教育振興法） [可否：△]

- ・全国知事会からの要望（平成19年5月）などを踏まえ、財政当局との調整を経て本年3月にへき地学校等指定基準を改正し、都道府県がへき地学校等の指定を行うにあたって地域の実情に応じた調整を可能とする仕組みを取り入れたところであり、現行制度上すでに措置されている。この改正を受け、現在、都道府県において指定の見直し作業が行われているところである。

[協議、同意、許可・認可・承認]

○ 市町村の設置する幼稚園、高等学校等の設置廃止等に係る都道府県教委の認可（学校教育法） [可否：○]

- ・勧告通り、市町村立幼稚園の設置・廃止等に係る都道府県の認可制を届出制に移行（新分権一括法で対応）。

○ 学級編制についての都道府県教委の同意（義務標準法） [可否：△]

- ・学級編制・教職員定数の在り方については、教育環境整備法案や教育一括交付金（仮称）等の検討の中で教育条件整備全体の観点から検討を行う必要がある。
- ・学級編制に関する都道府県から市町村への権限の移譲については、第一次勧告を踏まえ、地方教育関係者と人事権や給与負担等の移譲とあわせて議論し、現在、関係者間の意見調整を行っているところである。現時点では、関係者間の意見の隔たりが大きいことから、引き続き意見調整を進める。なお、意見調整を円滑に進めるためには、教育一括交付金（仮称）の早期の導入が望まれる。

地方要望関連事項以外の事項

[施設・公物設置管理の基準]

- 認定こども園の表示基準（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律） [可否：○]

・ 勧告通り、認定こども園の表示基準を条例委任（新分権一括法で対応）。

[協議、同意、許可・認可・承認]

- 学校運営協議会を行う学校の指定に係る市町村教委から都道府県教委への事前協議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律） [可否：○]

・ 勧告通り、学校運営協議会を行う学校の指定に係る市町村教委から都道府県教委への事前協議を廃止（新分権一括法で対応）。

- 国等の所有地における埋蔵文化財の発掘に係る関係省庁の長への協議（文化財保護法） [可否：○]

・ 勧告通り、関係省庁の長への協議を廃止（新分権一括法で対応）。

第1次勧告関連事項

- 認定こども園を構成する認可外保育施設への災害共済給付の適用（独立行政法人日本スポーツ振興センター法）

・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法を改正し、認定こども園を構成する認可外保育施設を災害共済給付の対象とする。

地方分権改革推進委員会第3次勧告への対応について

	[ページ数]
○ 学校設置基準関係	p 1
○ 義務標準法関係	p 2 8
○ へき地教育振興法関係	p 4 3
○ 認定こども園関係	p 5 8

平成21年11月16日(月)

文部科学省

学校設置基準関係

学校設置基準について

- 憲法第26条、教育基本法に基づき、国は、地方公共団体との適切な役割分担及び相互協力の下、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図り、学校の一定の教育水準や安全を確保する責務を負っている。
- そのため、学校教育法第3条に基づき、国は国公私立共通の最低の基準を定めている。
- 学校設置基準は、何が「学校」であるかを定める最低の基準に関する規定として、学校教育法の根幹にかかわるものであり、義務教育を含めた学校教育制度全体の在り方の問題である。

<関係条文等>

○ 憲法(抄)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

参考①:『憲法』(第3版)芦部信喜著・248頁より

「国は、教育制度を維持し、教育条件を整備すべき義務を負う。この要請を受けて、教育基本法及び学校教育法等が定められ、小・中学校の義務教育を中心とする教育制度が設けられている」

参考②:『憲法』(第3版)佐藤幸治著・626頁より

「…国民すべて教育をうける権利をもち、保護する子女に教育を施す権利をもつといっても、国民各人が自らなしうるところには限界がある。かかる権利を有意的なものとするには、教育施設や教育専門家の助けが必要である。技術文明の進展は、この必要性を一層切実なものとするに至った。したがって、現代国家にあって、教育を受ける権利とは、国家に対し合理的な教育制度と施設を通じて適切な教育の場を提供することを要求する権利を意味せざるをえないことになる。」

参考③:『憲法』(第3版)佐藤幸治著・626～627頁より

「…二六条に保障する「教育を受ける権利」とは、国民が「幸福追求権」の一環として教育の自由を有することを前提に、国に対して合理的な教育制度と施設を通じて適切な教育の場を提供することを要求する権利である。この権利は「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」であって、国は、「法律の定めるところにより」その権利を確保するために必要な措置を講ずることが要請される。」

○ 教育基本法(抄)

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

○ 学校教育法(抄)

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

○平成19年2月、民主党提出の「日本国教育基本法案」(抄)

第3条 何人も、その発達段階及びそれぞれの状況に応じた、適切かつ最善な教育の機会及び環境を享受する権利を有する。

3 国及び地方公共団体は、すべての幼児、児童及び生徒の発達段階及びそれぞれの状況に応じた、適切かつ最善な教育の機会及び環境の確保及び整備のための施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第4条 国及び地方公共団体は、すべての国民及び日本に居住する外国人に対し、意欲を持って学校教育を受けられるよう、適切かつ最善な学校教育の機会及び環境の確保及び整備に努めなければならない。

第7条 何人も、別に法律で定める期間の普通教育を受ける権利を有する。国民は、その保護する子どもに、当該普通教育を受けさせる義務を負う。

3 国は、普通教育の機会を保障し、その最終的な責任を有する。

- 幼稚園設置基準に対する要望以外、学校の設置基準の廃止又は条例委任を希望するといった地方自治体等からの要望は出されていないと認識。

幼稚園設置基準に関する要望(幼稚園設置基準の規制緩和関係) [全国知事会] (平成 19 年 10 月 23 日)

幼稚園の園舎は「耐火建築物」であることを要し、幼保連携型認定こども園を前提とする幼稚園において 2 階に保育室を置く場合、その園舎を「不燃構造」とする必要があるが、これは児童福祉施設最低基準を上回るもの(保育所は 3 階以上の場合、不燃構造を要求)であり、認定こども園を目指す幼稚園に必要以上の要件を課するものであるため、地方への権限移譲を含めて、基準を緩和すべき。



幼稚園設置基準については、10月26日付けで回答したが、全国知事会のご指摘のとおり対応することとしている。

● 全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、学校の施設、設備、編成等について、国として、全国統一的な「学校」としての最低基準を定めることが必要であり、当該基準は、国公私を問わず共通に適用されるもの。

● 学校設置基準は、何が「学校」であるかを定める最低の基準に関する規定として、学校の根幹に関わるものであるため、「標準」や「参酌すべき基準」では、国の役割を果たせない。

※ 認定こども園の認定基準は「参酌すべき基準」となっているが、認定こども園は、基本的には、既存の幼稚園・保育所を基礎としており、その設置基準を満たすことを前提としている。

<以下の点について、どのようにお考えなのか、内閣府の見解をお伺いしたい。>

○ 何が「学校」であるのかということを示した最低の基準としての学校設置基準が、何故、都道府県毎に異なっても良いと考えるのか。

○ 日本国憲法や教育基本法等が求める「ひとしく教育を受ける権利」が確保されないことになるのではないか。

条例委任する場合の基準設定の類型

	「参酌すべき基準」型	「標準」型	「従うべき基準」型
法的効果	<p>○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準</p> <p>○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない</p>	<p>○「標準」とは、通常よるべき基準</p> <p>○条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内でなければならない</p>	<p>○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準</p> <p>○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない</p>
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
備 考	<p>「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任（行為規範） ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法</p> <p>「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」も同じ</p>	<p>「標準」と異なる内容について説明責任 ⇒ 合理的な理由がない場合は違法</p> <p>「準則」も同じ</p>	<p>「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒ 基準の範囲を超える場合は違法</p> <p>「定めるべき基準」「遵守すべき基準」「適合すべき基準」「よるべき基準」も同じ</p>

第3次勧告（抄）

～ 自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ ～

3 3つの重点事項について具体的に講ずべき措置の方針

(a) 施設・公物設置管理の基準

(4) 条例制定に関する国の基準

条例への委任は、条例制定の余地が実質的に確保される方法で行われるべきである。このような観点から、条例の内容を直接的に拘束する条例制定の基準等を設定することは厳に差し控えられるべきである。

条例へ委任する場合における条例制定の基準（以下「条例制定基準」という。）については、現行法令では「従うべき基準」型、「標準」型、「参酌すべき基準」型の3つに類型化できる（別紙2「条例委任する場合の基準設定の類型」参照）。

このうち、施設・公物設置管理の基準を条例で制定するに当たって、「従うべき基準」又は「標準」を国が設定するのは次の場合に限るものとし、見直し対象施設等基準の内容を条例制定基準に移行する場合も同様とする。

(イ) 「従うべき基準」

国が設定する「従うべき基準」は、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものである。

この「従うべき基準」を国が設定するのは真に必要な場合に限定されるべきであり、次の場合に限るものとする。

- ① 当該施設・公物の利用者の資格のうち的基本的な事項について特に「従うべき基準」を示す必要がある場合
- ② ①のほか、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合
- ③ 当該施設・公物において必要とされる民間共通の士業等の資格について特に「従うべき基準」を示す必要がある場合

(ロ)「標準」

国が設定する「標準」は、通常よるべき基準である。すなわち、法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容されるものである。こうした基準を国が設定するのは真に必要な場合に限定されるべきであり、次の場合に限るものとする。

- ① 当該施設・公物について全国的見地から一定のサービス水準を維持するために利用者の数、施設・公物に配置する職員の数について特に「標準」を示す必要がある場合

他方、「従うべき基準」及び「標準」と異なる性格を有するものとして「参酌すべき基準」という立法例がある。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項第 4 号及び第 2 項第 3 号では「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準」と規定されている。この「参酌すべき基準」については、国の役割を果たすために、地方自治体に対して「参酌すべき」ものとして示すものであることから、これを十分参照し、これによることの妥当性を検討した上で条例が制定されなければならない。しかしながら、法的には、条例の内容そのものを直接的に拘束しているものではない。十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されているものであることから、見直し対象施設等基準のうち必要最小限のものを、条例制定に当たって「参酌すべき」基準として規定することは許容する。

なお、この「参酌すべき基準」については、その法的性格をここで整理したとおり、地域の実情に応じて、地方自治体が条例で異なる内容を定めることを許容するものであることから、地方自治体の条例による国の法令の基準の「上書き」を許容するものということができる。

● 学校設置基準については、地域の状況を踏まえた対応が可能となるよう、弾力的、大綱的な規定となっている。

● 具体的には、原則となる内容を定めた上で、「特別の事情があり、かつ、教育上(及び安全上)支障がない場合」に限って、例外を認めている。

→ 例外を無制限に認めているわけではなく、学校の教育水準を保障するため、満たすべき最低基準を定めている。

<参考資料>

- 小学校設置基準(12頁)
- 中学校設置基準(15頁)
- 高等学校設置基準(18頁)
- 幼稚園設置基準(22頁)

小学校設置基準

(平成十四年三月二十九日 文部科学省令第十四号)
最終改正：平成十九年一月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、小学校設置基準を次のように定める。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 小学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二条 削除

第三条 削除

第二章 編制

（一学級の児童数）

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

(教諭の数等)

第六条 小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。

- 2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 小学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第三章 施設及び設備

(一般的基準)

第七条 小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- 2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

- 2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

(その他の施設)

第十条 小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第十一条 小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えな

なければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

別表 (第八条関係)

イ 校舎の面積	
児童数	面積 (平方メートル)
一人以上四〇人以下	500
四一人以上四八〇人以下	$500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$
四八一人以上	$2700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$
ロ 運動場の面積	
児童数	面積 (平方メートル)
一人以上二四〇人以下	2400
二四一人以上七二〇人以下	$2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
七二一人以上	7200

中学校設置基準

(平成十四年三月二十九日 文部科学省令第十五号)
最終改正：平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、中学校設置基準を次のように定める。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 中学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、中学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 中学校の設置者は、中学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二条 削除

第三条 削除

第二章 編制

（一学級の生徒数）

第四条 一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第五条 中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を一学級に編制することができる。

(教諭の数等)

第六条 中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。

- 2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第三章 施設及び設備

(一般的基準)

第七条 中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- 2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

- 2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

(その他の施設)

第十条 中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第十一条 中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えな

なければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

別表 (第八条関係)

イ 校舎の面積	
生徒数	面積 (平方メートル)
一人以上四〇人以下	600
四一人以上四八〇人以下	$600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$
四八一人以上	$3240 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$
ロ 運動場の面積	
生徒数	面積 (平方メートル)
一人以上二四〇人以下	3600
二四一人以上七二〇人以下	$3600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$
七二一人以上	8400

高等学校設置基準

(平成十六年三月三十一日 文部科学省令第二十号)

最終改正：平成十九年一月二五日 文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、高等学校設置基準（昭和二十三年文部省令第一号）の全部を改正する省令を次のように定める。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 高等学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、高等学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 高等学校の設置者は、高等学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

（設置基準の特例）

第二条 公立の高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事（以下「都道府県教育委員会等」という。）は、高等学校に全日制の課程及び定時制の課程を併置する場合又は二以上の学科を設置する場合その他これらに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、高等学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

2 専攻科及び別科の編制、施設、設備等については、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

第三条 削除

第四条 削除

第二章 学科

(学科の種類)

第五条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- 一 普通教育を主とする学科
- 二 専門教育を主とする学科
- 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第六条 前条第一号に定める学科は、普通科とする。

2 前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農業に関する学科
- 二 工業に関する学科
- 三 商業に関する学科
- 四 水産に関する学科
- 五 家庭に関する学科
- 六 看護に関する学科
- 七 情報に関する学科
- 八 福祉に関する学科
- 九 理数に関する学科
- 十 体育に関する学科
- 十一 音楽に関する学科
- 十二 美術に関する学科
- 十三 外国語に関する学科
- 十四 国際関係に関する学科
- 十五 その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

3 前条第三号に定める学科は、総合学科とする。

第三章 編制

(授業を受ける生徒数)

第七条 同時に授業を受ける一学級の生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(教諭の数等)

第八条 高等学校に置く副校長及び教頭の数に当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。

3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

(養護教諭等)

第九条 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

(実習助手)

第十条 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

(事務職員の数)

第十一条 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

第四章 施設及び設備

(一般的基準)

第十二条 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

第十三条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

収容定員	面積（平方メートル）
一二〇人以下	1200
一二一人以上四八〇人以下	$1200 + 6 \times (\text{収容定員} - 120)$
四八一人以上	$3360 + 4 \times (\text{収容定員} - 480)$

（運動場の面積）

第十四条 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、八、四〇〇平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校舎に備えるべき施設）

第十五条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

（その他の施設）

第十六条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校具及び教具）

第十七条 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第十八条 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

幼稚園設置基準

(昭和三十一年十二月十三日 文部省令第三十二号)

最終改正：平成十九年一月二五日 文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基き、幼稚園設置基準を次のように定める。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 幼稚園設置基準は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(基準の向上)

第二条 この省令で定める設置基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものであるから、幼稚園の設置者は、幼稚園の水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二章 編制

(一学級の幼児数)

第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

(学級の編制)

第四条 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。

(教職員)

第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）を一人置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専

任の助教諭若しくは講師をもつて代えることができる。

3 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を一人置くことを原則とする。

4 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第六条 幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

第三章 施設及び設備

(一般的基準)

第七条 幼稚園の位置は、幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(園地、園舎及び運動場)

第八条 園舎は、二階建以下を原則とする。園舎を二階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を三階建以上とする場合にあつては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第二階に置くことができる。

2 園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

3 園地、園舎及び運動場の面積は、別に定める。

(施設及び設備等)

第九条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 保育室

三 遊戯室

四 保健室

五 便所

六 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備

2 保育室の数は、学級数を下つてはならない。

3 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

4 飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第十条 幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

第十一条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えるように努めなければならない。

- 一 放送聴取設備
- 二 映写設備
- 三 水遊び場
- 四 幼児清浄用設備
- 五 給食施設
- 六 図書室
- 七 会議室

(他の施設及び設備の使用)

第十二条 幼稚園は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第四章 雑則

(保育所等との合同活動等に関する特例)

第十三条 幼稚園は、次に掲げる場合においては、各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育することができる。

一 当該幼稚園と幼保連携施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前教育等推進法」という。）第三条第二項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）を構成する保育所等（就学前教育等推進法第二条第四項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うに当たり、当該幼稚園との緊密な連携協力体制を確保する必要があると認められる場合

二 前号に掲げる場合のほか、経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し、又は幼児が他の幼児と共に活動する機会

が減少したことその他の事情により、学校教育法第二十三条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから、幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認められる場合

- 2 前項の規定により各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育する場合においては、第三条中「一学級の幼児数」とあるのは「一学級の幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて当該学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と、第五条第四項中「他の学校の教員等」とあるのは「他の学校の教員等又は保育所等の保育士等」と、第十条第一項中「幼児数」とあるのは「幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて各学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則 抄

- 1 この省令は、昭和三十二年二月一日から施行する。
- 2 園地、園舎及び運動場の面積は、第八条第三項の規定に基き別に定められるまでの間、園地についてはなお従前の例により、園舎及び運動場については別表第一及び別表第二に定めるところによる。ただし、この省令施行の際現に存する幼稚園については、特別の事情があるときは、当分の間、園舎及び運動場についてもなお従前の例によることができる。
- 3 第十三条第一項の規定により幼稚園の幼児と保育所等に入所している児童を共に保育し、かつ、当該保育所等と保育室を共用する場合においては、別表第一及び別表第二中「面積」とあるのは、「面積（保育所等の施設及び設備のうち幼稚園と共用する部分の面積を含む。）」と読み替えて、これらの表の規定を適用する。
- 4 就学前教育等推進法第三条第二項各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条に規定する保育所をいう。附則第六項において同じ。）（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該幼稚園（次項において「特例幼保連携幼稚園」という。）に関するこの省令の適用については、当分の間、次の表の上欄の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条 第一項	教諭	教諭（特例助教諭（保育士の資格を有する助教諭をいい、当該幼稚園の設置又は移転の後に新たに採用されたものを除く。次項において同じ。）を含む。次項において同じ。）
第五条 第二項	助教諭	助教諭（特例助教諭を除く。）

第八条 第一項	幼児の待避 上必要な施 設を備える もの	児童福祉施設最低基準(昭和三十二年厚生省令第六十三号)第三 十二条第八号ロからチまでに掲げる要件に該当するもの
	第二階	第二階以上の階

5 特例幼保連携幼稚園については、当該特例幼保連携幼稚園が構成する幼保連携施設において保育する満三歳以上の子どもの保育の用に供する当該幼保連携施設の施設が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当分の間、この省令の規定中当該各号に定める規定を適用しないことができる。

一 保育室又は遊戯室の面積が当該子ども一人につき一・九八平方メートル以上である場合 園舎の面積に関する規定

二 屋外遊戯場及び運動場の面積が当該子ども一人につき三・三平方メートル以上である場合 運動場の面積に関する規定

6 前二項の規定は、就学前教育等推進法第三条第二項各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該幼稚園について準用する。この場合において、附則第四項の表第五条第一項の項中「当該幼稚園の」とあるのは、「当該幼稚園と幼保連携施設を構成する保育所の」と読み替えるものとする。

附則(昭和三十七年一月三十一日 文部省令第二号)

～附則(平成一九年一二月二五日 文部科学省令第四〇号) (略)

別表第1 (園舎の面積)

学級数	1学級	2学級以上
面積	180平方メートル	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

別表第2 (運動場の面積)

学級数	2学級以下	3学級以上
面積	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

義務標準法關係

義務標準法関係（学級編制）

文部科学省の方針

- 学級編制・教職員定数の在り方については、学校教育制度の根幹に関わるものであることから、文部科学省としては、「教育環境整備法案」の国会提出に向けた今後の検討の中で、第3次勧告の趣旨も十分に参酌した上で、教育一括交付金（仮称）の実現に向けた検討状況も見極めつつ、学校教育における地方分権の推進に取り組んでいくこととする。

検討を進める上での課題

- 学級編制に関する権限を都道府県から市町村に移譲することについては、第1次勧告以降、人事権及び給与負担等の移譲とあわせて、地方関係団体の関係者等から構成される「協議会」において検討を行っているが、関係者間の意見の隔たりが大きく、議論の一致を見ていない。
今後、関係者間で一定の結論が得られるよう、内閣府及び総務省におかれてもご尽力を頂きたい。
（例えば、文部科学省、内閣府、総務省連名での地方公共団体への要望書の提出 等）
- 市町村への権限移譲を円滑に進めるに当たっては、基礎的自治体の規模の問題の議論も重要であり、例えば、基礎的自治体の規模を人口30～50万人程度で再編するなどの条件整備の推進が必要であると考えます。こうした問題について、内閣府・総務省においても早期に方向性を示して頂きたい。
- 教育環境整備全体の総合的な検討を待たず、現時点で個別事項を切り出して結論を出さなければならない合理的理由があれば伺いたい。

学級編制に関する権限の移譲についての主な意見

【全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会】(平成21年7月『国の施策並びに予算に関する要望』)

・市区町村への学級編制に係る権限の移譲については、権限拡大の是非について包括的かつ慎重に検討を行うこと。

なお、検討するにあたっては、学級編制の権限と併せ、教職員の定数管理や給与負担も一体として取り扱うとともに、その責任を負うことを前提とすること。

【協議会(※)における意見】

・都道府県の意見としては、できるところから権限を移譲するということではなく、給与負担、学級編制や教職員定数を包括的・一括的に移譲していただきたい。

・給与負担と人事権が移譲されれば、学級編制権限も各市町村には移譲されると思うが、いきなりおろすというのは早い。危険だと思う。

・責任を考えずに、給与負担を別にして、学級編制だけもらいましょうか、という話はないのではないか。

・隣の大きな市では30人学級である、道路隔てて隣の市は30人学級、こちらは40人学級、そういうものが県内にいくつも出てくるというのは本当にいいことなのか。

【指定都市教育委員・教育長協議会】

(平成21年7月「要望書」)

・学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を図りたい。

【中核市教育長会】

(平成21年7月『平成22年度文教に関する国の施策及び予算に関する要望』)

・「財源確保を前提とした給与負担、学級編制及び教職員定数に関する権限の移譲」

【協議会(※)における意見】

・給与負担が移譲されない場合でも、学級編制権限を市町村に移譲することは難しいことではない。学級編制基準を弾力化し、学校の判断で学級編制をできるようにする必要があるのではないか。

・給与負担の問題が解決しなければ、他の学級編制などの問題に手をつけられないというスタンスではなく、給与負担と切り離れた上で、学級編制や教職員定数及び人事権を可能な限り、基礎自治体に下ろしていく方向で検討する必要があるのではないか。

・学級編制や教職員定数の決定については、国が県に対して裁量を委ねているように、市町村の裁量で決定できる余地を作っていくとよいのではないか。

(※)第6回「県費負担教職員の人事権等の在り方に関する協議会」(平成20年10月27日開催)における出席者からの発言

平成21年度学級編制弾力化実施状況について

【都道府県実施】

編制人員 学年区分	30人	31～34人	35人	36～39人	実態に応じて実施	純計
小学校1・2学年	12県	3県	22道府県	2県	10府県	41道府県
3・4学年	—	1県	9県	1県	11府県	20府県
5・6学年	—	1県	8県	2県	10府県	20府県
中学校	6県	4県	22道県	1県	11府県	38道府県
純計	13県	5県	32道府県	3県	12府県	46道府県

【市町村実施】

編制人員 学年区分	30人以下	31～34人	35人	36～39人	実態に応じて実施	純計
小学校1・2学年	17市町村	3市町村	6市町村	—	—	26市町村
3・4学年	5市町村	1市町村	10市町村	—	2市町村	18市町村
5・6学年	3市町村	1市町村	1市町村	—	1市町村	6市町村
中学校	5市町村	3市町村	9市町村	2市町村	2市町村	20市町村
純計	19市町村	6市町村	17市町村	2市町村	5市町村	46市町村

- ※1. 「実態に応じて実施」とは、地域や学校に応じ、児童生徒の実態を考慮して少人数学級を行っているものである。
 2. 「純計」は、縦の区分（例えば小学校1・2学年と5・6学年）及び横の区分（例えば30人と実態に応じて実施）で複数実施している県数を除いた数である。

文部科学省調査

義務標準法関係（教職員定数）

現 状

- 義務標準法に定める教職員定数の標準が、県費負担教職員に限られることについては、市町村費負担教職員が制度化される際の法改正で、内閣法制局の審査を経て法文の整理が行われている。
- 地方公共団体において、現在の義務標準法の規定により実務上の混乱は何ら生じておらず、市町村による教職員の任用の妨げになっているとの意見も頂いたことはない。現実には、平成18年の制度改正以降、市町村費負担教職員の任用が進められている。（平成21年度：880人）

今後の対応方針

文部科学省としては、上記のとおり、現在の規定で支障はないものとするが、仮に地方の教育行政の妨げになっている例があればご教示頂きたい。そのような事例があった場合は、ご指摘のご懸念について、法律の趣旨を念のため確認する文書（通知）を地方自治体に発出する準備を行いたい。

参考資料（義務標準法）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(抄)

(学級編制)

第四条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、前条第二項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

(学級編制についての都道府県の教育委員会の同意)

第五条 市(特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号において同じ。)町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する義務教育諸学校に係る前条の学級編制について、あらかじめ、都道府県の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。同意を得た学級編制の変更についても、また同様とする。

(小中学校等教職員定数の標準)

第六条 各都道府県ごとの、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程(学校給食法第六条に規定する施設を含む。)に置くべき教職員の総数(以下「小中学校等教職員定数」という。)は、次条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第九条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。この場合においては、それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類別の区分ごとの総数を定めなければならない。

第六条の二 校長の数は、小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に一を乗じて得た数とする。

第七条 副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師(以下「教頭及び教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。)の合計数(「次の表」は省略)

二 二十七学級以上の小学校の数と二十四学級以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の数との合計数に一を乗じて得た数

三 三十学級以上の小学校の数に二分の一を乗じて得た数、十八学級から二十九学級までの中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下この号において同じ。)の数に一を乗じて得た数及び三十学級以上の中学校の数に二分の三を乗じて得た数の合計数

四 小学校の分校の数と中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の分校の数との合計数に一を乗じて得た数

五 次の表の上欄に掲げる寄宿する児童又は生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数(「次の表」は省略)

2 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、児童又は生徒の心身の発達に配慮し個性に応じた教育を行うため、複数の教頭及び教諭等の協力による指導が行われる場合、少数の児童若しくは生徒により構成される集団を単位として指導が行われる場合又は教育課程(小学校の教育課程を除く。)の編成において多様な選択教科が開設される場合には、前項の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を教頭及び教諭等の数とする。

3 前二項に定めるところにより算定した数(以下この項において「小中学校等教頭教諭等標準定数」という。)のうち、教頭の数に二十七学級以上の小学校の数と二十四学級以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。)の数との合計数に二を乗じて得た数、九学級から二十六学級までの小学校の数と六学級から二十三学級までの中学校の数との合計数に一を乗じて得た数、六学級から八学級までの小学校の数に四分の三を乗じて得た数並びに三学級から五学級までの中学校の数に二分の一を乗じて得た数の合計数(以下この項において「小中学校等教頭標準定数」という。)とし、教諭、助教諭及び講師の数は小中学校等教頭教諭等標準定数から小中学校等教頭標準定数を減じて得た数とする。

第八条 養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び養護助教諭(以下「養護教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 三学級以上の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に一を乗じて得た数
- 二 児童の数が八百五十一人以上の小学校の数と生徒の数が八百一人以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の数との合計数に一を乗じて得た数
- 三 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五に規定する病院又は診療所をいう。)が存しない市町村の数等を考慮して政令で定めるところにより算定した数

第八条の二 栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、栄養教諭並びに学校栄養職員(以下「栄養教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 学校給食(給食内容がミルクのみである給食を除く。第十三条の二において同じ。)を実施する小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程で専ら当該学校又は当該課程の学校給食を実施するために必要な施設を置くもの(以下この号において「単独実施校」という。)のうち児童又は生徒の数が五百五十人以上のもの(次号において「五百五十人以上単独実施校」という。)の数の合計数に一を乗じて得た数と単独実施校のうち児童又は生徒の数が五百四十九人以下のもの(以下この号及び次号において「五百四十九人以下単独実施校」という。)の数の合計数から同号に該当する市町村の設置する五百四十九人以下単独実施校の数の合計数を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数との合計数
- 二 五百五十人以上単独実施校又は共同調理場(学校給食法第六条に規定する施設をいう。以下同じ。)を設置する市町村以外の市町村で当該市町村の設置する五百四十九人以下単独実施校の数の合計数が一以上三以下の市町村の数に一を乗じて得た数
- 三 次の表の上欄に掲げる共同調理場に係る小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の児童及び生徒(給食内容がミルクのみである給食を受ける者を除く。以下この号において同じ。)の数の区分ごとの共同調理場の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数
(「次の表」は省略)

第九条 事務職員の数、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 四学級以上の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に一を乗じて得た数
- 二 三学級の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に四分の三を乗じて得た数
- 三 二十七学級以上の小学校の数に一を乗じて得た数と二十一学級以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の数に一を乗じて得た数との合計数
- 四 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)第二条に規定する保護者(同条に規定する費用等の支給を受けるものに限る。)及びこれに準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものの児童又は生徒の数が著しく多い小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程で政令で定めるものの数の合計数に一を乗じて得た数

(特別支援学校教職員定数の標準)

第十条 各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数(以下「特別支援学校教職員定数」という。)は、次条、第十一条第一項及び第十二条から第十四条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

第十条の二 校長の数は、特別支援学校の数に一を乗じて得た数とする。

第十一条 教頭及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 次の表の上欄に掲げる部の別ごとに同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の学級総数に当該部の規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

(「次の表」は省略)

二 小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数と中学部の学級数が十八学級以上の特別支援学校の数に一を乗じて得た数との合計数

三 小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百一人から百五十人までの特別支援学校の数に一を乗じて得た数、小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百五十一人から二百人までの特別支援学校の数に二を乗じて得た数並びに小学部及び中学部の児童及び生徒の数が二百人以上の特別支援学校の数に三を乗じて得た数の合計数

四 次の表の上欄に掲げる特別支援学校の区分ごとの学校(小学部及び中学部が置かれていないものを除く。)の数に当該特別支援学校の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数と小学部及び中学部の学級数が七学級以上の特別支援学校ごとに当該学校の小学部及び中学部の学級数から六を減じて得た数に四分の一(肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校にあつては、三分の一)を乗じて得た数の合計数とを合計した数

五 特別支援学校の分校の数に一を乗じて得た数

六 次の表の上欄に掲げる寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

(「次の表」は省略)

2 前項に定めるところにより算定した数(以下この項において「特別支援学校教頭教諭等標準定数」という。)のうち、副校長及び教頭の数(小学部及び中学部の学級数が六学級から二十六学級までの特別支援学校の数に一を乗じて得た数と小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数との合計数(以下この項において「特別支援学校教頭等標準定数」という。))とし、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数は特別支援学校教頭教諭等標準定数から特別支援学校教頭等標準定数を減じて得た数とする。

第十二条 養護教諭等の数は、特別支援学校の数に一（小学部及び中学部の児童及び生徒の数が六十一人以上の特別支援学校にあつては、二）を乗じて得た数とする。

第十三条 寄宿舎指導員の本数は、寄宿舎を置く特別支援学校ごとに次に定めるところにより算定した数の合計数（その数が十二に達しない場合にあつては、十二）を合計した数とする。

一 寄宿舎に寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒（肢体不自由者である児童及び生徒を除く。）の数の合計数に五分の一を乗じて得た数

二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である小学部及び中学部の児童及び生徒の数の合計数に三分の一を乗じて得た数

第十三条の二 栄養教諭等の数は、学校給食を実施する特別支援学校の数に一を乗じて得た数とする。

第十四条 事務職員の本数は、特別支援学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に一を乗じて得た数とする。

(教職員定数の算定に関する特例)

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。

- 一 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の存する地域の社会的条件についての政令で定める教育上特別の配慮を必要とする事情
- 二 小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程(第八条の二第三号の規定により栄養教諭等の数を算定する場合にあつては、共同調理場に係る小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程とする。)又は聴覚障害者である児童若しくは生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の小学部若しくは中学部において教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。
- 三 主幹教諭を置く小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の運営体制の整備について特別の配慮を必要とする事情として政令で定めるもの
- 四 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの
- 五 当該学校の教職員が教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十二条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情

(分校等についての適用)

第十六条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定(第七条第一項第四号、第八条第一号及び第二号、第八条の二第一号及び第二号、第九条第一号及び第二号並びに第十一条第一項第五号の規定を除く。)の適用について、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

2 義務教育諸学校の統合に伴い必要となつた校舎の建築が完成しないため、統合前の学校の校舎で授業を行なっている場合には、統合に伴い必要となつた校舎の建築が完成するまでは、第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定の適用については、統合前の学校は、それぞれ一の学校とみなす。

3 第八条第一号又は第九条第一号の規定の適用については、同一の設置者が設置する小学校と中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。)でこれらの規定の適用の区分に従いそれぞれ政令で定める規模のもの敷地が同一である場合又は政令で定める距離の範囲内に存する場合には、当該小学校及び中学校は、一の学校とみなす。

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二から第十四条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校(共同調理場を含む。)に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 第七条又は第十一条に定めるところにより算定した教頭及び教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校に置く非常勤の講師(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができる。

(教職員定数に含まない数)

第十八条 第六条及び第十条の規定による小中学校等教職員定数及び特別支援学校教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者

三 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業をしている者

四 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)第三条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により臨時的に任用される者

五 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条第一項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者

参考資料（市町村立学校職員給与負担法）

市町村立学校職員給与負担法(抄)

第一条 市(特別区を含む。)町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長(中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。)、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師(常勤の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。)及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当(学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。)、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費(都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。)(以下「給料その他の給与」という。)並びに定時制通信教育手当(中等教育学校の校長に係るものとする。)並びに講師(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十二年法律第百十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。)第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。)の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償(次条において「報酬等」という。)は、都道府県の負担とする。

一 義務教育諸学校標準法第六条の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員(義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。)

二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号。以下「高等学校標準法」という。)第十五条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校高等部教職員定数に基づき配置される職員(特別支援学校の高等部に係る高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。)

三 特別支援学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数に基づき配置される職員

へき地教育振興法関係

へき地教育振興法関係①

現 状

- 第3次勧告で指摘されている事項については、平成19年時点の全国知事会からの要望を踏まえて行われているが、このような要望等を踏まえ、本年3月にへき地学校等指定基準を改正し、都道府県がへき地学校等の指定を行うにあたって地域の実情に応じた調整を可能とする仕組みを取り入れている。
- 本改正を受け、現在、都道府県において指定の見直し作業が行われており、今年度内に完了する予定。なお、指定の見直しには約9ヶ月間が必要。

(都道府県における作業スケジュールの例)

- H21. 3月 へき地教育振興法施行規則改正
- 4月下旬 県教育委員会から各市町村教育委員会への説明会の開催
- 5月上旬 各市町村における級地算定作業
- 6月中旬 県教育委員会における級地確認作業
- 12月頃 へき地手当に関する改正条例・規則の公布(H22.4月施行)
- H22. 4月 改正へき地教育振興法施行規則の施行、へき地手当に関する改正条例・規則の施行

今後の課題等

- 本年3月の指定基準改正以降、地方公共団体からへき地学校等指定基準について、更に裁量拡大を求める要望等はないものと承知している。内閣府及び総務省において、そのような要望等を把握していれば提示していただきたい。
- 現在、指定基準の改正を踏まえ、来年4月の施行に向けて都道府県においてへき地学校等指定見直しの大詰めの作業が行われているところである。
改正間もない現時点において、地方公共団体において新たな基準の策定及び再度の指定見直しを行うことは、再度多大な労力を要することとなり、地方公共団体からの反発が予想される。この点について、内閣府及び総務省のご見解があればお伺いしたい。

全国知事会
「第二期地方分権改革への提言等について」
(平成19年7月25日)

- 情報通信や道路交通網の整備・普及等により、へき地学校を取り巻く環境は変化してきているが、文部科学省の基準はそうした環境変化に対応していない。

- へき地手当の支給対象者や支給基準の決定等について、地域住民の生活実態や手当受給者の通勤実態といった、へき地学校の実態を反映させ、都道府県が実情に応じた調整ができるよう法律を改正すべき。

「へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令」
(平成21年3月13日公布、平成22年4月1日施行)

- 道路や交通機関、情報通信網の発展など社会・経済の進展にともなうへき地を取り巻く環境変化や離島における厳しい地理的条件など実態を踏まえ、以下の見直しを実施。
 - ・道路事情の改善による陸地用基準点数表の見直し
 - ・引き続き交通事情が恵まれない離島における島用基準点数表の見直し
 - ・ブロードバンドや携帯電話の利用ができない場合の加点措置など算定要素の見直し

- 当該学校が都市近郊にある場合(当該学校から40km未満に人口3万人以上の市町村の市役所又は町村役場がある場合)に、道府県の教育委員会または人事委員会が定める点数を減点することができる規定を新設(30点以内)(※)

(※)へき地等学校の級別指定

- | | | | |
|-------|----------|------|-----------|
| ・特別地 | 30点～34点 | ・3級地 | 120点～159点 |
| ・準へき地 | 35点～44点 | ・4級地 | 160点～199点 |
| ・1級地 | 45点～79点 | ・5級地 | 200点以上 |
| ・2級地 | 80点～119点 | | |

へき地教育振興法関係②

今後の課題等

- 各都道府県にへき地学校等指定基準の設定を任せた場合、「財政上の理由から、本来へき地学校とされるべき学校が指定されない可能性があるなど、教育的観点以外の理由でへき地学校の範囲が狭められ、憲法第26条が保障する教育の機会均等に影響を及ぼすのではないか」との批判が容易に想定されるが、このような指摘にどう対応するか。

- へき地学校等指定基準は、へき地手当支給のためだけでなく、へき地教育振興の観点から行われている補助金等の施策についても、同指定基準に基づき指定された学校を対象として行われており、へき地教育振興施策全体の仕組みとなっている。
補助金の対象となっているのは主に市町村であり、都道府県が指定基準を引き下げた場合、「補助金が交付される市町村が減少し、教育の機会均等の確保が困難となるのではないか」との批判に対して、どのように対応するか。

参考資料【へき地教育振興法関係】

へき地教育振興法(抄)

(へき地手当等)

第五条の二 都道府県は、条例で定めるところにより、文部科学省令で定める基準に従い条例で指定するへき地学校並びにこれに準ずる学校及び共同調理場(以下「へき地学校等」という。)に勤務する教員及び職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項 又地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定により採用された教員及び職員(次条第一項において「再任用教職員等」という。)を除く。)に対して、へき地手当を支給しなければならない。

- 2 へき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の二十五を超えない範囲内で、文部科学省で定める基準に従い、条例で定める。
- 3 へき地学校等が当該学校に勤務する教員及び職員に対し地域手当が支給される地域に所在する場合におけるへき地手当と地域手当その他の手当との調整等に関し必要な事項は、文部科学省令で定める基準に従い、条例で定める。

へき地教育振興法施行規則(抄)

(趣旨)

第一条 へき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号。以下「法」という。)第五条の二及び第五条の三の規定によるへき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する基準その他法の施行に関し必要な事項は、この省令の定めるところによる。

(用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 基準点数 当該学校の所在地のへき地条件の程度の軽重を測定するために、第四条及び第五条の規定により算定した点数をいう。
- 二 調整点数 基準点数の算定方法によつては補そくし難い特別のへき地条件を測定するために、第六条又は第六条の二の規定により算定した点数をいう。
- 三 合計点数 基準点数に第六条の規定により算定した調整点数を加え、又は第六条の二の規定により算定した調整点数を減じて得た点数をいう。
- 四 駅又は停留所 当該学校から最短の距離にある交通機関の駅又は停留所をいう。
- 五 旧総合病院 当該学校から最短の距離にある医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五に規定する病院であつて、医療法の一部を改正する法律(平成九年法律第百二十五号)による改正前の医療法第四条第一項に規定する総合病院の要件を満たすものをいう。
- 六 病院 当該学校から最短の距離にある医療法第一条の五に規定する病院(旧総合病院を除く。)をいう。
- 七 診療所 当該学校から最短の距離にある医療法第一条の五に規定する診療所(医師が常駐していないもの及び歯科医業のみを行うものを除く。)をいう。
- 八 高等学校 当該学校から最短の距離にある全日制の課程で普通科を置く高等学校又は中等教育学校をいう。

- 九 郵便局 当該学校から最短の距離にある郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）をいう。
- 十 市町村教育委員会 当該学校から最短の距離にある当該学校を所管する市町村教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務（主として学校に係るものに限る。）を処理するものをいう。）をいう。
- 十一 金融機関 金融機関（銀行その他の預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び貯金をいう。）の受入れ及び為替取引を業として行う者（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）
- 十二 スーパーマーケット 当該学校から最短の距離にある日常生活のため必要な生鮮食料品その他衣食住等に関する各種商品を販売する店舗をいう。
- 十三 市の中心地 当該学校から最短の距離にある市役所（支所、出張所その他これに類するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の所在する地点（当該学校が本土以外の島に所在する場合にあつては、当該学校から最短の距離にある本土の市役所の所在する地点）をいう。
- 十四 県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地 当該学校を設置する市町村を包括する都道府県の都道府県庁（支庁、地方事務所その他これに類するものを除く。）の所在する地点又は当該都道府県内の人口三十万人以上の市若しくは人口二十万人以上の市で大学（短期大学を除く。）が二以上存するもの若しくは空港（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業の用に供されている飛行場をいう。）の存するものの市役所の所在する地点（当該学校が本土以外の島に所在する場合にあつては、当該学校から最短の距離にある本土の当該地点）のうち当該学校から最短の距離にあるものをいう。
- 十五 交通機関 旅客運賃を徴して交通の用に供する鉄道、軌道及び索道並びに一般乗合旅客自動車をいう。
- 十六 定期航行 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第四項に規定する旅客定期航路事業として行われる交通をいう。
- 十七 船着場 当該学校から最短の距離にある定期航行船の発着場をいう。
- 十八 距離 通常利用する経路のうち最短の経路の長さをいう。

十九 本土 本州、北海道、四国、九州及び沖縄島の本島をいう。

(へき地学校等の指定)

第三条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に係る法第五条の二第一項の規定に基づくへき地学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が四十五点以上の学校について、当該合計点数に応じ、次の各号に掲げる区分に従つて指定するへき地学校の級別を付して行うものとする。

- 一 四十五点から七十九点までの学校 一級
- 二 八十点から百十九点までの学校 二級
- 三 百二十点から百五十九点までの学校 三級
- 四 百六十点から百九十九点までの学校 四級
- 五 二百点以上の学校 五級

2 法第五条の二第一項の規定に基づくへき地学校に準ずる学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が三十五点から四十四点までの学校について行なうものとする。

3 共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第六条に規定する施設をいう。以下同じ。)に係る法第五条の二第一項の規定に基づくへき地学校及びこれに準ずる共同調理場の指定については、当該共同調理場から最短の距離にある小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程について算定された合計点数を当該共同調理場に係る当該合計点数とみなして前二項の規定を準用する。

(基準点数の算定)

第四条 基準点数の算定は、当該学校が本土内に所在する場合(本土と至近の距離にあり、かつ、定期航行によらなくても本土との交通が容易な島に所在する場合を含む。)にあつては別表第一により、本土以外の島に所在する場合(本土のみさき等に所在する場合で、海上による交通を常態とする場合を含む。)にあつては別表第二により、当該学校について各要素ごとの該当点数(次条の規定により補正を行うべき場合にあつては当該補正を行つた点数をいう。以下本条において同じ。)を合計して行うものとする。

- 2 前項に規定する各要素ごとの該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数を超えることができないものとする。
- 3 各要素ごとの該当点数の算定において、交通機関のない部分の全部又は一部が次の各号の一に該当するときは、当該部分の距離について、当該各号に定めるところにより補正を行つた距離によつて算定するものとする。
 - 一 急こう配又は狭あいである等の自然的条件による交通困難な部分がある場合は、当該部分の距離に一・五を乗じて得た距離
 - 二 急こう配で、かつ、狭あいである等の自然的条件による交通困難な部分がある場合は、当該部分の距離に二を乗じて得た距離
- 4 各要素ごとの該当点数の算定において、交通機関のある部分の全部又は一部が鉄道、軌道又は索道を利用するものである場合は、当該部分の距離について、当該部分の距離に二分の一を乗じて得た距離によつて算定するものとする。ただし、次条第一項第二号及び第三号の規定により点数を算定する場合は、この限りでない。
- 5 当該学校から医療機関(旧総合病院、病院又は診療所をいう。以下この項において同じ。)までの距離の要素における該当点数の算定は、次の各号に定める場合に該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める方法によつて行うものとする。

- 一 当該学校から最短の距離にある医療機関が旧総合病院である場合は、当該旧総合病院までの距離に係る点数に三を乗じて得た点数とし、病院及び診療所までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に三を乗じて得た点数を超えることができないものとする。
- 二 当該学校から最短の距離にある医療機関が病院である場合は、当該病院までの距離に係る点数に二を乗じて得た点数に旧総合病院までの距離に係る点数を加えた点数とし、診療所までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に二を乗じて得た点数を超えることができないものとする。
- 三 当該学校から最短の距離にある医療機関が診療所で、かつ、当該学校から当該診療所の次に短い距離にある医療機関が旧総合病院である場合は、当該診療所までの距離に係る点数に当該旧総合病院までの距離に係る点数に二を乗じて得た点数を加えた点数とし、病院までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に二を乗じて得た点数を超えることができないものとする。

(要素ごとの点数の補正)

第五条 各要素ごとの該当点数の算定において、道路又は交通機関の交通条件が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定めるところにより算定した点数を、当該要素ごとに算定した点数に加えるものとする。

一 交通機関のない部分の道路が積雪、なだれ、でいねい、地すべり等の自然的条件により四十日以上にわたり交通困難となる場合においては、次の表の右欄に掲げる当該交通困難となる期間の区分に応じ、当該交通困難となる部分の距離に応ずる点数に同表の左欄に掲げる割合を乗じて得た点数(一点未満の端数を生じたときは、一点に切り上げる。)

(「次の表」は省略)

二 交通機関の一日の運行回数が八往復以下の場合においては、次の表の右欄に掲げる当該運行回数の区分に応じ、当該運行回数が八往復以下の部分の距離ごとに当該距離に応ずる別表第一及び別表第二中船着場までの距離の要素の交通機関のない部分の点数に次の表の左欄に掲げる割合(当該学校が普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)別表第四(3)に定める三級地及び四級地の地域に所在する場合にあつては、当該割合にそれぞれ十分の一を加えた割合)を乗じて得た点数(一点未満の端数を生じたときは、一点に切り上げる。)

(「次の表」は省略)

三 交通機関が積雪、なだれ、でいねい、地すべり等の自然的条件により六十日以上にわたり休止する場合においては、次の表の右欄に掲げる当該交通機関が休止する期間の区分に応じ、当該交通機関が休止する部分の距離ごとに当該距離に応ずる別表第一及び別表第二中船着場までの距離の要素の交通機関のない部分の点数に次の表の左欄に掲げる割合を乗じて得た点数(一点未満の端数を生じたときは、一点に切り上げる。)

(「次の表」は省略)

2 駅又は停留所までの距離の要素における該当点数の算定において、当該学校から最短の距離にある駅又は停留所が積雪、なだれ、でいねい、地すべり等の自然的条件により六十日以上にわたり閉鎖される場合においては、当該閉鎖される駅又は停留所から最短の距離にあつて開設されている駅又は停留所までの距離について、前項第三号に規定する算定方法に準じて算定した点数を、当該閉鎖される駅又は停留所までの距離に応ずる点数に加えるものとする。

(調整点数)

第六条 当該学校において、飲料水を主として天水又は川水等から求めなければならない場合で、次の各号に該当することにより、学校教育の運営上困難を伴うと認められるときは、当該各号に定める点数を調整点数とする。

一・二 (略)

2 当該学校の所在する地域における自然的、経済的、文化的諸条件が次の各号の一に該当することにより、学校教育の運営上困難を伴うと認められる場合においては、当該各号に定める点数を調整点数とする。

一～三 (略)

四 当該学校において、電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第一条第二項第七号から第十号に規定するサービス及びそれに相当するサービスが提供されていない場合は五点

五 当該学校において、携帯電話を通話のために使用できない場合は五点

- 3 当該学校に勤務する教員の数が、三人以下である場合は二十点、四人又は五人である場合は十点を調整点数とする。
- 4 当該学校が分校である場合において、本校との距離(交通機関を利用しうる部分の距離については、当該距離に二分の一を乗じて得た距離)が、十二キロメートル以上の場合には十点、八キロメートル以上十二キロメートル未満の場合には五点を調整点数とする。

第六条の二 当該学校から人口三万人以上の市町村の市役所又は町村役場の所在する地点までの距離が四十キロメートル未満の場合は、当該学校が所在する地域の実情に応じて、三十点以内で都道府県の教育委員会又は人事委員会が定める点数を調整点数とする。

(級別の指定の特例)

第七条 隣接して設置されている小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程であつて、各学校について算定された合計点数が異なる場合にあつては、これらの学校については、第三条の規定にかかわらず、当該合計点数の多い学校の点数によつて級別の指定を行うことができる。

(へき地手当の額)

第八条 第三条第一項又は第三項の規定に基づき指定されたへき地学校に勤務する教員又は職員(以下「教職員」という。)に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額にこれらの規定に基づき指定されたへき地学校の級別に応じ、百分の二十五を超えない範囲内で定める支給割合を乗じて得た額とする。

2 第三条第二項又は第三項の規定に基づき指定されたへき地学校に準ずる学校又は共同調理場に勤務する教職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、第三条第一項又は第三項の規定に基づき一級を付して指定されたへき地学校に勤務する教職員に支給するへき地手当について前項の規定により定める支給割合に満たない範囲内で定める支給割合を乗じて得た額とする。

(へき地手当と地域手当との調整)

第九条 当該地域に所在する学校又は共同調理場に勤務する教職員に対し地域手当(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の三の規定に相当する条例の規定による地域手当をいう。以下この条において同じ。)が支給される地域に所在するへき地学校又はこれに準ずる学校若しくは共同調理場に勤務する教職員には、地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。

別表第一 陸地用基準点数表

要素	細分	点 数																							
		2キロメートル以上4キロメートル未満	4キロメートル以上8キロメートル未満	8キロメートル以上10キロメートル未満	10キロメートル以上12キロメートル未満	12キロメートル以上14キロメートル未満	14キロメートル以上16キロメートル未満	16キロメートル以上18キロメートル未満	18キロメートル以上20キロメートル未満	20キロメートル以上24キロメートル未満	24キロメートル以上28キロメートル未満	28キロメートル以上32キロメートル未満	32キロメートル以上36キロメートル未満	36キロメートル以上40キロメートル未満	40キロメートル以上44キロメートル未満	44キロメートル以上48キロメートル未満	48キロメートル以上54キロメートル未満	54キロメートル以上60キロメートル未満	60キロメートル以上66キロメートル未満	66キロメートル以上72キロメートル未満	72キロメートル以上80キロメートル未満	80キロメートル以上90キロメートル未満	90キロメートル以上100キロメートル未満	100キロメートル以上120キロメートル未満	120キロメートル以上
駅又は停留所までの距離	交通機関のない部分	2点	4点	6点	8点	10点	12点	14点	16点	20点	24点	28点	32点	36点	40点	40点	40点								
旧総合病院までの距離	交通機関のない部分	1	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	交通機関のある部分	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12	12	
病院までの距離	交通機関のない部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	交通機関のある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
診療所までの距離	交通機関のない部分	1	2	4	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	交通機関のある部分	0	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
高等学校までの距離	交通機関のない部分	2	4	7	10	13	16	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	
	交通機関のある部分	0	2	2	3	5	6	8	9	12	15	18	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	
郵便局までの距離	交通機関のない部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	交通機関のある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
市町村教育委員会までの距離	交通機関のない部分	2	4	6	10	13	16	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24		
	交通機関のある部分	0	2	2	3	5	6	8	9	12	15	18	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24		
金融機関までの距離	交通機関のない部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	交通機関のある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
スーパーマーケットまでの距離	交通機関のない部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	交通機関のある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
市の中心地までの距離	交通機関のない部分	1	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	交通機関のある部分	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12		
県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地までの距離	交通機関のない部分	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12		
	交通機関のある部分	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	7	8	9	10		

別表第二 島用基準点数表

要 素	本土からの月間の定期航行の回数		本土からの海上の距離		船着場までの距離		要 素
	回数	距離	回数	距離	回数	距離	
本土からの月間の定期航行の回数	241回以上	240キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	船着場までの距離
	181回以上	180キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	
	141回以上	140キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	
	121回以上	120キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	
	91回以上	90キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	
	81回以上	80キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	
	61回以上	60キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	
	51回以上	50キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	
	41回以上	40キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	
	31回以上	30キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	
	21回以上	20キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	
	13回以上	12回以上	5 船	15 船	2 船	4 船	
9回以上	9回以上	5 船	15 船	2 船	4 船		
8回以下	8回以下	5 船	15 船	2 船	4 船		
240キロ以下	240キロ以下	5 船	15 船	2 船	4 船	交通機関のある部分	
200キロ以下	200キロ以下	5 船	15 船	2 船	4 船	交通機関のない部分	
180キロ以下	180キロ以下	5 船	15 船	2 船	4 船	2 船	
160キロ以下	160キロ以下	5 船	15 船	2 船	4 船	4 船	
140キロ以下	140キロ以下	5 船	15 船	2 船	4 船	6 船	
120キロ以下	120キロ以下	5 船	15 船	2 船	4 船	8 船	
100キロ以下	100キロ以下	5 船	15 船	2 船	4 船	10 船	
80キロ以下	80キロ以下	5 船	15 船	2 船	4 船	12 船	
60キロ以下	60キロ以下	5 船	15 船	2 船	4 船	14 船	
40キロ以下	40キロ以下	5 船	15 船	2 船	4 船	16 船	
30キロ以下	30キロ以下	5 船	15 船	2 船	4 船	18 船	
20キロ以下	20キロ以下	5 船	15 船	2 船	4 船	20 船	
10キロ以下	10キロ以下	5 船	15 船	2 船	4 船	22 船	
0 船	0 船	5 船	15 船	2 船	4 船	24 船	
25キロ以上	25キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	26 船	
20キロ以上	20キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	28 船	
15キロ以上	15キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	30 船	
10キロ以上	10キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	32 船	
5キロ以上	5キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	34 船	
0 船	0 船	5 船	15 船	2 船	4 船	36 船	
25キロ以上	25キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	38 船	
20キロ以上	20キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	40 船	
15キロ以上	15キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	42 船	
10キロ以上	10キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	44 船	
5キロ以上	5キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	46 船	
0 船	0 船	5 船	15 船	2 船	4 船	48 船	
25キロ以上	25キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	50 船	
20キロ以上	20キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	52 船	
15キロ以上	15キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	54 船	
10キロ以上	10キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	56 船	
5キロ以上	5キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	58 船	
0 船	0 船	5 船	15 船	2 船	4 船	60 船	
25キロ以上	25キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	62 船	
20キロ以上	20キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	64 船	
15キロ以上	15キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	66 船	
10キロ以上	10キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	68 船	
5キロ以上	5キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	70 船	
0 船	0 船	5 船	15 船	2 船	4 船	72 船	
25キロ以上	25キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	74 船	
20キロ以上	20キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	76 船	
15キロ以上	15キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	78 船	
10キロ以上	10キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	80 船	
5キロ以上	5キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	82 船	
0 船	0 船	5 船	15 船	2 船	4 船	84 船	
25キロ以上	25キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	86 船	
20キロ以上	20キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	88 船	
15キロ以上	15キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	90 船	
10キロ以上	10キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	92 船	
5キロ以上	5キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	94 船	
0 船	0 船	5 船	15 船	2 船	4 船	96 船	
25キロ以上	25キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	98 船	
20キロ以上	20キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	100 船	
15キロ以上	15キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	102 船	
10キロ以上	10キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	104 船	
5キロ以上	5キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	106 船	
0 船	0 船	5 船	15 船	2 船	4 船	108 船	
25キロ以上	25キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	110 船	
20キロ以上	20キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	112 船	
15キロ以上	15キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	114 船	
10キロ以上	10キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	116 船	
5キロ以上	5キロ以上	5 船	15 船	2 船	4 船	118 船	
0 船	0 船	5 船	15 船	2 船	4 船	120 船	

(注) 1 本土からの月間の定期航行の回数は、年間において実際に航行した回数の平均によるものとする。ただし、冬季により回数が変更される定期航行にあっては、定期航行の回数の最も少ない冬季において実際に航行した回数の平均によるものとする。
 2 付島であつて直接本土との間に定期航行がなく、主要島と本土との間に定期航行がある場合における本土からの月間の定期航行の回数の要素に係る該地点の算定については、本土と主要島との間の定期航行の回数に区分に於ける主要島と付島との間の定期航行の回数に区分に於ける該地点とを合計して行うものとする。
 3 主要島と近隣の距離にあり、かつ、定期航行によらなくても主要島との交通が容易な付島にあっては、当該付島を主要島の一部とみなしてこの表を適用するものとする。
 4 月間の定期航行の回数には、航空法第2条第18項に規定する定期航空運送事業として行われる交通の月間の回数を、一日の定期航行の回数には、当該交通の一日の回数を各々8で除して得た数(1米未満の端数切り捨て)を、それぞれ加えるものとする。

要 素	島外に所在する場合		海上を交通する部分		陸上を交通する部分	
	回数	距離	回数	距離	回数	距離
旧総合病院までの距離等	6 船	2 船	4 船	6 船	別表第一に於て算定する。	別表第一に於て算定する。
病院までの距離等	6 船	2 船	4 船	6 船	別表第一に於て算定する。	別表第一に於て算定する。
診療所までの距離等	6 船	2 船	4 船	6 船	別表第一に於て算定する。	別表第一に於て算定する。
高等学校までの距離等	12 船	4 船	8 船	12 船	別表第一に於て算定する。	別表第一に於て算定する。
郵便局までの距離等	6 船	2 船	4 船	6 船	別表第一に於て算定する。	別表第一に於て算定する。
市町村教育委員会までの距離等	12 船	4 船	8 船	12 船	別表第一に於て算定する。	別表第一に於て算定する。
金融機関までの距離等	6 船	2 船	4 船	6 船	別表第一に於て算定する。	別表第一に於て算定する。
スーパーマーケットまでの距離等	6 船	2 船	4 船	6 船	別表第一に於て算定する。	別表第一に於て算定する。
市の中心地までの距離等	0 船	0 船	0 船	0 船	別表第一に於て算定する。	別表第一に於て算定する。
県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地までの距離等	0 船	0 船	0 船	0 船	別表第一に於て算定する。	別表第一に於て算定する。

認定こども園関係

認定こども園について

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条)

指摘されている項目	認定こども園の利用者に関する要件 (法第3条第1項第1号～第3号、第2項第1号～第2号)	認定こども園の施設の設備・運営に関する基準 (法第3条第1項第4号、第2項第3号)
現状	要件を法律で規定 (「満三歳以上の子どもの受入」など)	参酌すべき基準として条例委任
勧告の内容	条例委任(「従うべき基準」)	条例委任(「参酌すべき基準」の一層の弾力化・大綱化)
文部科学省の対応	厚生労働省の回答を踏まえ、今後、 <u>勧告通り「従うべき基準」として条例委任する方向で調整</u>	<u>既に「参酌すべき基準」として条例に委任されている。</u> ※現行の国の基準は「参考としての基準」を示しているだけであり、実際に独自の基準を定めている自治体もある。

認定こども園制度の概要

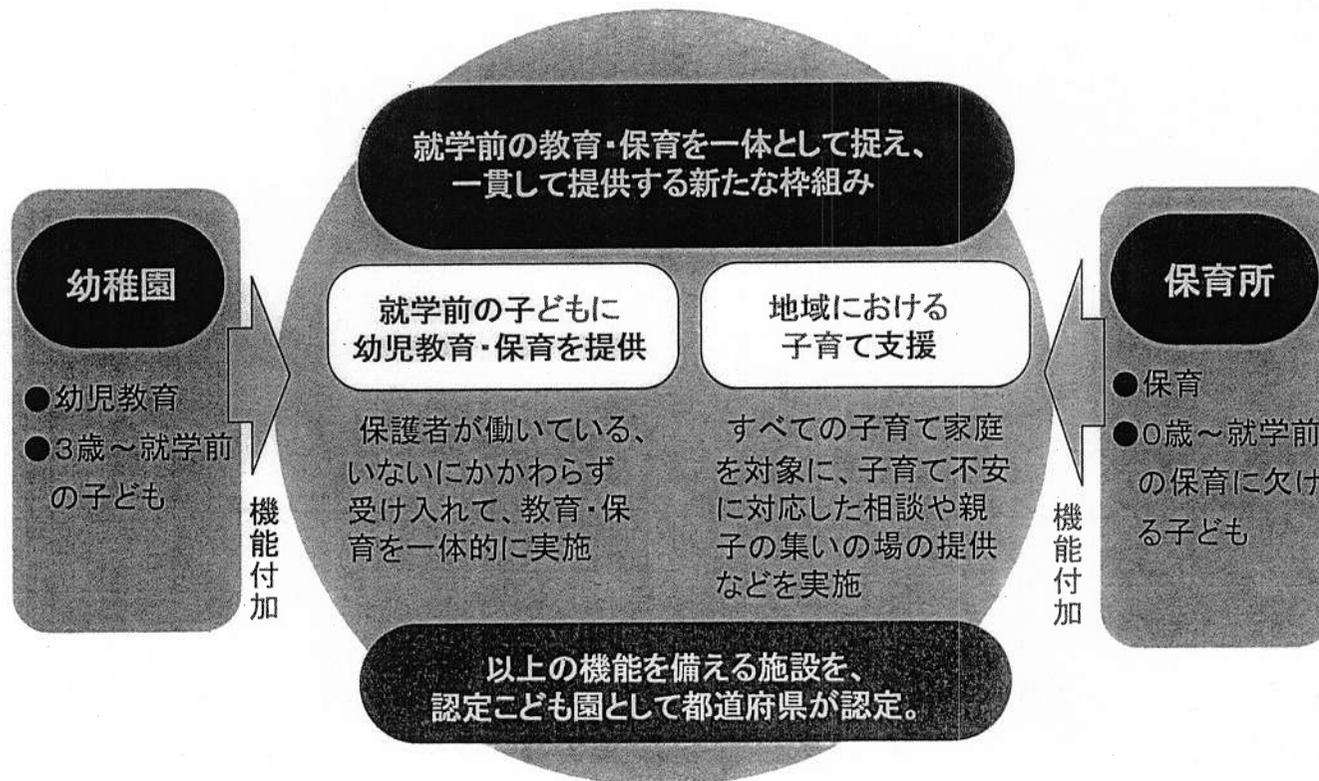
① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

② 地域における子育て支援を行う機能

(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)

認定こども園の機能について



認定こども園のタイプ

幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ